

国立大学法人福井大学における経営・運営体制の整備等について

令和3年2月12日 制定

国立大学法人福井大学（以下「本学」という。）の理念である「格致によりて人と社会の未来を拓く」の実現、組織の活性化並びに及び教育・研究・医療及びこれらを通じた社会貢献の一層の向上のため、本学の経営又は運営体制を整備するものとし、併せて役員（学長及び監事を除く。）並びに副学長、学長補佐、学部長、研究科長及び部門長の責務・役割、人材育成等について、以下に掲げる。

1. 理事

理事の責務・役割等については、国立大学法人福井大学役員規則及び国立大学法人福井大学理事に関する規則に定めるところなどにより、以下のとおりとする。

（1）責務

理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

（2）求める人材像

理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

併せて、登用に当たっては、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、産業界、他の教育研究機関等の外部の経験の有無を考慮するものとする。

（3）常勤理事の役割

常勤の理事は、国立大学法人福井大学理事に関する規則第2条第2項に定める事項をそれぞれ担当する。

（4）非常勤理事の役割

非常勤の理事は、法人の運営全般に関することを担当する。

（5）理事への研修機会の提供と充実

理事に対し、国立大学協会等が主催する研修等、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努める。

2. 副学長、学長補佐、学部長、研究科長及び部門長（以下「副学長等」という。）

副学長等の責務・役割等については、福井大学学則並びに福井大学副学長に関する規程、福井大学学長補佐に関する規程、福井大学学部長等任命等に関する規程及び福井大学学術研究院部門長等任命等に関する規程に定めるところなどにより、以下のとおりとする。

（1）責務・役割

① 副学長

副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

② 学長補佐

学長補佐は、学長の命を受けて次の各号に掲げる職務を行う。

ア．全学的な企画、立案等へ参画すること。

イ．理事又は副学長を補佐すること。

ウ．随時、学長の求めに応じ、調査及び検討等を行い意見を述べること。

③ 学部長及び研究科長並びに部門長

学部長及び研究科長並びに部門長は、当該学部、当該研究科又は当該部門の校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 求める人材像

① 副学長

副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

② 学長補佐

学長補佐は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

③ 学部長及び研究科長並びに部門長

学部長及び研究科長並びに部門長は、人格が高潔で、学識が優れ、本学で定められた運営方針を執行するとともに、責任を持って適切かつ効果的な学部、研究科、部門の運営を行うことができる者とする。

(3) 副学長等への研修機会の提供と充実等

副学長等に対し、国立大学協会等が主催する研修等、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めるとともに、教育研究評議会等への参画等を通じ、全学的な視点を養成していくものとする。